Οi	都市	計画で定	める事項	※橿原市の建築基準法に関する規制は橿原市建築安全推進課にお問い合わせください。 【中和土												務所用】	R5/9/1現在	
用途地域			途地域	都市計画区域														
				市街化区域												市街化調整	都市計画区域外	
各規制			第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種住居 地域	第2種住居 地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	区域			
		桜	井市	10m※1		15m		15m	15m	15m	15m•31m	15m•31m	15m • 20m	20m		1		
		磯城郡	川西町			10m • 15m	15m·20m	15m · 20m	20m					25m	31m			
			三宅町	10m※1				15m · 20m					20m					
			田原本町	10m※1		10m・15m 15m(勾)※2		15m			15m(勾)※2、 20m	31m	20m					
		高市郡	高取町	10m※1		15m		15m			20m							
高さ制限			明日香村	10m※1														
		宇陀市⑴	旧室生村以外)	10m※1		15m		15m	15m•20m		15m · 20m · 25m	31m • 40m	20m					
			旧室生村		##													
	度地区	宇陀郡	曽爾村 御杖村															
		吉野郡	吉野町															
			大淀町	10m※1														
			下市町	10m※1														
			黒滝村						Í									
			天川村															
			下北山村					都	市計画区域外	のため規制な	L							
			上北山村															
			川上村 東吉野村															
面積制限		容積		60-80-100		100 • 150 • 200		200			200-300	400-500	2	<u> </u>   00	300	80-100-200-400		
			とめる割合)	道路の幅員×0.4 道路の幅員×0.6								幅員×0.6						
		<b>*+</b> 0.		40•5	50·60	50	•60		60		60	80		60		30-40-50-60-70		
	建ペい率 (都市計画で定める割合)		建ペい率の角地緩和: 以下、4つの条件を全て満たす場合は10%UP(奈良県告示402号) ①2つの道路の内角が120°以下。 ②それぞれの道路の幅員が4m以上。 ③2つの道路幅員の合計が10m以上。 ④道路に接している敷地辺長が全周長の1/3以上。															
	敷地の最低面積			制定されていません。 ただし、開発許可及び位置指定を受けた敷地は最低面積が定められています。また、市街化調整区域では開発許可等の許可条件として設定されている場合があります。														
外壁後退			退	1m·1.5m												開発許可等の条 件として設定され る場合あり	な し ,	
防火地域·準防火地域			方火地域	桜井市、田原本町、 高取町のみ														
22条地域			域	市街化区域は全て地域に入っています。(防火地域、準防火地域以外)														

<sup>※1:</sup>建築基準法第55条の規定に基づく高さの限度による。 ※2:15m高度地区(勾配屋根強化型)